

大阪市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則案

(趣旨)

第1条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この細則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法の例による。

(許可証の様式)

第3条 法第7条第2項の許可証の様式は、別記様式のとおりとする。

(宅地造成等に関する工事の許可の申請に係る添付書類)

第4条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第7条第1項第12号及び同条第2項第10号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 土地の求積平面図
- (2) 工事主に係る主たる取引金融機関の預金残高証明書又は融資に関する証明書
- (3) 工事主が法人である場合にあっては申請の日の属する事業年度の前2事業年度分の法人税の納税証明書、個人である場合にあっては申請の日の属する年の前2年分の所得税の納税証明書
- (4) 工事施行者の登記事項証明書及び事業経歴書並びに工事施行者が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けていることを証する書類
- (5) 法第12条第2項第4号の同意をした者の印鑑証明書
- (6) 土地の登記事項証明書及び地籍図の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(施行の細目)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

障 害 物 の 伐 除
土 地 の 試 掘 等 許 可 証

第 号
年 月 日

住所
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地 〕
氏名
〔 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 〕

大阪市長 印

宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により、次のとおり
障害物の伐除 の許可をしたことを証します。
土地の試掘等

目 的	
場 所	
試掘等を行うに必要な土地面積	
方 法 及 び 範 囲	
障 害 物 の 種 類 及 び 数 量	
期 間	